

受給者のみなさんへ



1. この証は、徳島県内の保険医療機関等で保険の自己負担分（入院時食事療養費分を除く。）を支払わないで受診することができる証ですから大切に保持してください。
2. 保険医療機関等で診療を受ける場合は被保険者証（又は組合員証）を添えてこの証を必ず窓口へ提出してください。
3. 入院時食事療養費の自己負担金（標準負担額）については、保険医療機関等で自己負担金を一度支払った後に市町村で払い戻ししますので、自己負担金を支払った場合には、この証を窓口へ提出し、裏面に受領証明をもらってください。
4. 上記の入院時食事療養費の自己負担金を市町村へ請求するときは、乳幼児医療療養請求書にこの証を添えて、市町村窓口へ提出してください。
5. 有効期限を経過したりその他受給資格を失ったときは、この証は、使用できませんから、すみやかに市（町・村）長に返してください。また、この証を破ったり、汚したり、又は紛失したときは再交付を受けてください。
6. 氏名、居住地及び保険証の内容等に変更があったときは、14日以内に市町村長にその旨を届け出てください。
7. 毎年6月に所得審査を行いその結果、「受給者証」と「乳幼児医療費請求書」を新しいものと差し替えることがあります。

医療機関のかたへ

1. この証を持参している者は、乳幼児医療費助成事業の給付対象者で、医療保険の自己負担金を市町村より助成されます。
2. この証を持参している者に医療保険の自己負担金が発生した際には、入院時食事療養費の自己負担金（標準負担額）以外の自己負担金は、従来と同様に国保連合会へ請求手続きを行ってください。
3. 入院時食事療養費の自己負担金（標準負担額）については、この証を基に後で市町村から払い戻ししますので、窓口では対象者より自己負担金を徴収するとともにこの証の裏面に受領証明をしてください。

乳 乳幼児医療費受給者証

公費負担者番号		
受給者証番号		
受給者	住所	
	フリガナ氏名	
	生年月日	
乳幼児	フリガナ氏名	
	生年月日	
有効期限		

平成 14 年 6 月 1 日
 徳島市長 

保険証が変わった時は必ず届けてください。